



3学期の教育活動について

新型コロナウイルスの感染拡大が止まらぬ中、愛知県にも緊急事態宣言が発出され、ますます一人一人の意識・行動に引き締めが求められています。本校では、今までと同じように感染予防に十分努めながら慎重に教育活動を進めていきますが、今後の感染状況に応じて、国や県、美浜町から示された指針に基づき、特別な場合を除き、次のような対応をしていきます。

さらなる感染予防のため、行事等を中止または内容を縮小・変更する場合

さらなる感染の拡大を予防することを目的に、以下の『判断基準』に該当する場合は、中止または内容の縮小・変更、活動の制限を行います。

判断基準

- ① 愛知県に「緊急事態宣言」が発令されている。または、文科省の衛生管理マニュアルによる「地域の感染レベルが3」の場合 → **現在該当**
- ② 本校の教職員、児童で感染者が確認され、保健所の指示で臨時休業となる場合
※臨時休業は全校一斉の場合や学級単位の場合があるが、すべての場合とする。
- ③ 上記①②の解除後、2週間。
- ④ 今後、一斉臨時休業に伴い、授業日数がさらに削減され、学習に遅れが生じる場合。
- ⑤ 地域の感染状況等をふまえ、国、県教委や町教委から中止の指示が出た場合。
- ⑥ その他、何らかの理由で実施することが難しいと判断される場合。

すでに決定している内容は次の通りです。ご理解とご協力をお願いいたします。ただし、状況によっては、直前や当日に中止、縮小・変更の決定をする場合もあります。

中止とする行事等

- 感謝の会

内容を縮小または変更する予定の行事等

- 入学説明会（保護者のみの参加で実施する。）
- 6年生を送る会（時間を短縮し、内容を工夫して実施する。）
- 卒業式（規模を縮小して実施する。）

活動を中止・制限する教育活動

- 教科指導
 - ・長時間、近距離で対面形式となる話し合いやグループ活動
 - ・近距離で一斉に大きな声で話す活動
 - ・理科における「児童同士が近距離で活動する実験や観察」
 - ・音楽における「室内で近距離で行う合唱やリコーダー、管楽器演奏」
 - ・家庭科における「近距離で活動する調理実習」
 - ・体育における「密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
(※上記「近距離」とは、少なくとも1m以上距離が取れない場合)